

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
所在地／三原市大和町下徳良107番地1
電話／0847-33-1308
FAX／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

令和8(2026)年度 主催講座 はじまります

受講者募集

国際交流教室

外国の方と、楽しく交流をしてみませんか？

日時：毎月 第2 日曜日
午前10:30～午後3:30
定員：15名（小・中学生含む）
講師：新田 弘美 さん



三原市在住の外国の方をゲストに交流します。

【内容】日本の文化を外国の方に知っていただく。
他文化を理解し、日本語で交流を深める。
季節の行事や料理、茶道、生け花、卓球、書道
コミュニケーションゲームなどで楽しみま
しょう。

【開催の日】

- ・ 5月10日（日） ・ 6月14日（日）
- ・ 7月12日（日） ・ 8月 9日（日）
- ・ 9月13日（日） ・ 10月11日（日）
- ・ 11月 8日（日） ・ 12月13日（日）

受講者募集

スマホ教室

ご自分のスマホを使って、楽しく学んでみませんか？

日時：毎月 第1 月曜日
午前10:30～11:30
定員：若干名募集
講師：滝口 翔太 さん



【内容】LINE等基本的な操作や、知っていて
便利な機能など、やさしく教えていた
だきます。
また、いろんな質問にもお応えします。

【開催の日】

- ・ 5月11日（月） ・ 6月 1日（月）
- ・ 7月 6日（月） ・ 8月 3日（月）
- ・ 9月 7日（月） ・ 10月 5日（月）
- ・ 11月 2日（月） ・ 12月 7日（月）

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。

あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

（代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません）

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係（電話：0848-67-6175）へお問い合わせください。



市HP 二次元

大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 5月15日（金）9:00～12:00
- ところ 大和人権文化センター 会議室

相談内容 くらしの相談・こども相談
相談員2名で対応します。

次回は、6月19日（金）の予定

電話による相談も受け付けています
大和人権文化センター（0847-33-1308）

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- と き 10:00～16:00（土・日・祝日は除く）
- と ころ 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

じんけん 人権のひろば



「企業における人権(その2)」について紹介します。

【ビジネスと人権に関する指導原則】

1990年代に、多国籍企業による児童労働や強制労働の実態が明らかになり、多国籍企業に対して責任ある行動が求められるようになり、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択されました。指導原則においては、多国籍企業だけでなく、すべての企業に対して、次の3つについて方針と手続きを持つことが求められています。

- 1 人権を尊重するという企業の方針を持ち、強く関与すること。
- 2 人権への影響を予防し、軽減し、対処方法を説明し、情報開示するという一連の流れの手続きをとること。
- 3 人権への悪影響について救済の手続きをとること。

尊重すべき人権の範囲は、章典や条例など国際的に認められた法に規定されたものすべてです。また、雇用形態にかかわらず、当該企業で働く者すべての人が対象です。さらに、取引先、消費者、顧客すべての関連がある人も対象です。

5月21日 対話と発展のための世界文化多様性デー

文化の多様性の価値を深く理解し、その保護と発展、文明間の対話を発展させることを目的に、2002年にユネスコによって制定されました。文化とは、人が社会の中で受け継いできた生活の仕方や価値観、表現の総体をいいます。私たちは毎日の暮らしの中で価値を実現しながら生きていますので、文化を尊重することは、人々そのものを尊重するということにつながります。国際化が進み、他国の人と「共生」することが求められてきていますが、文化を知り、理解することで、ともに豊かに暮らすことに結びつけていかなければなりません。